

騒音特定施設及び振動特定施設の一覧表

特定施設	騒音規制法に基づく届出を必要とする特定施設	県条例に基づく届出を必要とする騒音に係る特定施設	振動規制法に基づく届出を必要とする特定施設
1 金属加工機械			
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のものに限る。		
ロ 製管機械	すべてのもの。		
ハ ベンディングマシン	ロール式であって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。		
ニ 液圧プレス	矯正プレスを除くすべてのもの。		矯正プレスを除くすべてのもの。
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。		すべてのもの。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。		原動機の定格出力が1 kW以上のものに限る。
ト 鍛造機	すべてのもの。		すべてのもの。
チ ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの。		原動機の定格出力が37.5 kW以上のものに限る。
リ プラスト	タンプラスト以外のものであって密閉式のものを除く。		
ヌ タンブラー	すべてのもの。		
ル 切断機	研削砥石を使用するすべてのもの。		
2 イ 空気圧縮機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。	原動機の定格出力が2.25 kW以上7.5 kW未満のもの。	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
ロ 圧縮機(空気圧縮機以外)		原動機の定格出力が2.25 kW以上のもの。	同上 (エアコン、冷凍機に用いるものを除く。)
ハ 送風機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。	原動機の定格出力が2.25 kW以上7.5 kW未満のもの。	
3 イ 土石用又は鉱物用の破砕機・ 摩砕機・ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。		原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
ロ 石材切断機		すべてのもの。	
4 織機	原動機を使用するすべてのもの。		原動機を使用するすべてのもの。
5 建設用資材製造機械			
イ コンクリートプラント (バッチャープラント)	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る(柱・管・ブロック製造機械を含む)。		
ロ コンクリートブロックマシン	コンクリートプラント(5-イ)として適用。		原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のものに限る。
ハ コンクリート管・柱製造機械	コンクリートプラント(5-イ)として適用。		原動機の定格出力が10 kW以上のものに限る。
ニ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。		
ホ セメント製品成型機		建設用資材製造機械に限る。	
6 穀物用製粉機	ロール式であって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。		
7 木材加工機械			
イ ドラムパーカー	すべてのもの。		すべてのもの。
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。		原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。
ハ 砕木機	すべてのもの。		
ニ 帯のご盛	原動機の定格出力が製材用は15 kW以上、木工用は2.25 kW以上の ものに限る。	原動機の定格出力が製材用は0.75 kW以上15 kW未満、 木工用は0.75 kW以上2.25 kW未満のもの。	
ホ 丸のご盛	原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。	原動機の定格出力が0.75 kW以上2.25 kW未満のもの。	
ヘ かんな盤	原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。		
8 抄紙機	すべてのもの。		
9 印刷機械	原動機を使用するすべてのもの。		原動機の定格出力が2.2 kW以上のものに限る。
10 ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機			カレンダーロール機以外のものであって、原動機の 定格出力が30 kW以上のものに限る。
11 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。		すべてのもの。
12 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。	ジョルト式を除くすべてのもの。	ジョルト式のものに限る。
13 クーリングタワー		原動機の定格出力が1.5 kW以上のものに限る。	
14 バーナー		燃料の燃焼能力が重油換算20 l/h以上のものに限る。	
15 脱水機		原動機の定格出力が1.5 kW以上のものに限る。	
16 段ボール製造機械		すべてのもの。	

(注)1 標柱の番号・記号は各施行令、施行規則の別表に掲げる番号・記号とは異なります。

2 規制基準等は、裏面の「3 騒音の特定工場、事業所」、「4 振動の特定工場、事業所」及び「6 規制地域一覧」をご参照ください。

3 特定施設における原動機の定格出力は、1馬力=0.74 kWで換算してください。

4 騒音規制法で規定する特定工場に県条例で規定する特定施設を設置する場合、県条例を適用しないため届出は不要です。(平成20年3月条例施行規則改正)